

平成25年度第1回鎌ヶ谷市防災会議 会議録

1 日時 平成26年3月24日(月) 14時00分～14時30分

2 場所 鎌ヶ谷市役所 本庁舎6階 第1・第2委員会室

3 出席者

- (1) 委員 別添「鎌ヶ谷市防災会議出席者名簿」のとおり
- (2) 事務局 山中市民生活部次長、鈴木安全対策課長、林安全対策課長補佐、森防災係長、花島主任主事、花田主事
- (3) その他 応用地質(株) 山本 正典、応用地質(株) 大平 真弓
- (4) 傍聴人 0人

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 各委員紹介
- (4) 議題
鎌ヶ谷市地域防災計画(案)について
- (5) 閉会

5 会議内容

【司会】

本日はお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます、鎌ヶ谷市市民生活部次長の山中と申します。よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、お手元の配布資料の確認をさせていただきます。

順に、「会議次第」、「防災会議 席次」、「鎌ヶ谷市防災会議出席者名簿」、「資料1 鎌ヶ谷市防災会議委員のご意見について」、「資料2 鎌ヶ谷市地域防災計画(案) パブリックコメント実施結果」、「資料3 鎌ヶ谷市防災会議条例」、「鎌ヶ谷市地域防災計画(案) 綴り一式」の以上7点でございます。不足がある方はいらっしゃいますでしょうか。

【委員】

(意見等なし)

【司会】

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、平成25年度第1回鎌ヶ谷市防災会議を開催させていただきます。

始めに、当会議の会長であります、清水市長からご挨拶を申し上げます。

【会長（市長）】

こんにちは。

本日は年度末の大変お忙しいところ、この鎌ヶ谷市防災会議にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、市民の生命や財産を災害から守るための地域防災計画についてご審議いただくわけであります。

ちょうど平成23年3月11日の東日本大震災から3年たった日からすぐの時期に、この防災会議が開かれるわけでありますけれども、未だに地震や災害関係のニュースが放送されない日はないという状況だと思います。

鎌ヶ谷市においては、東日本大震災の時は震度5弱の揺れを観測いたしましたけれども、比較的被害の軽い状況であったと認識しております。

しかし、近い将来起きる可能性があるとしてされている首都直下型地震などに対して備えを万全にしておく必要があるわけであります。

市としては、地震に強い街を作るということで、市内の小中学校の校舎の耐震工事を昨年末全て、他市に先駆けて終わりました、また避難所というのが22か所市内にあるのですが、そこに設置する備蓄倉庫、これも今年度22か所全てに備蓄倉庫の配備を行ったところであります。

さらには、消防署の建て替えを進めておりまして、中央消防署、また、くぬぎ山消防署を来年度、耐震強度が低いものですから建て替えることにしておりまして、そういったことを強化して市民の命と財産を守っていこうというような政策を進めておるところであります。

そういったことはありますけれども、今日ご出席の皆様方には、鎌ヶ谷市の市民の生命と財産がよりいっそう守れるような状況になるように、大所高所からご意見を賜ればと思います。本日はよろしく申し上げます。

【司会】

ありがとうございます。

続きまして、各委員の皆様のご紹介に移ります。

なお、本日は、千葉県習志野健康福祉センター センター長 井上 孝雄 様、千葉県水道局 船橋水道事務所 所長 縣 雅明 様、東武鉄道株式会社 新鎌ヶ谷駅 駅長 横山 利一 様の3名の方が、所要のためご欠席されております。

また、関東農政局千葉地域センター センター長 半田 淳 様、鎌ヶ谷市都市建設部 部長 高地 健司 様、陸上自衛隊需品学校 需品学校長 神原 誠司 様、海上自衛隊下総教育航空群 司令 堀井 博 様の4名の方におかれましては、所要のため代理の方がご出席されております。

それでは、新たに委員となられた方も多数いらっしゃいますので、各委員から自己紹介をお願いいたします。

鎌ヶ谷市防災会議条例第3条第5号に規定されてございます、配布資料の「鎌ヶ谷市防災会議出席者名簿」の順に、1号委員から順番にお願いしたいと思います。

それでは、関東農政局千葉センターの山根様からお願いいたします。

【委員】

(各委員の紹介)

【司会】

委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

【事務局】

(事務局の紹介)

【司会】

続きまして、審議に移らせていただきます。

防災会議の議長は、市防災会議条例第3条の規程によりまして、会長であります、清水市長が行うこととなっております。

会長、よろしく申し上げます。

【会長（市長）】

よろしく申し上げます。

審議に先立ちまして、防災会議委員の方の随行者が3名、また、本日の議題に係る説明員として、地域防災計画の基礎調査を担当いたしましたコンサルタントの方が2名、入室しておりますのでご了解いただきたいと思います。

続きまして、会議録署名人2名の選出をお願いしたいと思います。

どなたかいらっしゃいますか。

【委員】

事務局一任でいかがでしょうか。

【会長（市長）】

事務局一任でよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【会長（市長）】

では、事務局の方から推薦をお願いします。

【事務局】

はい。会議録の署名人につきましては、鎌ヶ谷市医師会 石川委員と鎌ヶ谷市赤十字奉仕団 川崎委員の両氏をお願いしたいと存じます。

【会長（市長）】

ご異議ありませんでしょうか。

【委員】

異議なし。

【会長（市長）】

では後日、署名をお願いすることになりますので、お二方はよろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って、進めてまいりたいと思います。

まず議題の、鎌ヶ谷市地域防災計画（案）について、でございます。

事務局から、説明をお願いします。

【事務局】

それでは、鎌ヶ谷市地域防災計画（案）について、約20分程お時間をいただき、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、座らせていただき説明させていただきます。

はじめに、地域防災計画（案）の概要について、ご説明いたします。

事前に資料の配布をいたしておりますが、配布から時間も経過しておりますので、簡単にご説明いたします。

それでは、チューブファイルをお開きいただき、インデックスの「概要版」1ページをお開き下さい。

「1 計画の目的と修正の背景」でございますが、東日本大震災では、被災

地での取組みや対応から、多くの課題や教訓が示されたところでございます。

本市におきましても、その課題や教訓を生かした実効性の高い計画とするため、国の防災基本計画や千葉県地域防災計画、関連する法律の改正を踏まえ、修正を行うものでございます。

次に、「2 計画修正にあたっての基本方針」でありますが、1 ページ下にお示ししてありますとおり、3 点の基本方針を定めてございます。

1 点目は、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるという考えのもと、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とすることによってございます。

2 点目は、大規模災害の場合には、市などの防災関係機関の活動のみでは対処することが困難であるため、自助や共助の取組みを強化することによって地域防災力の向上を図ることによってございます。

3 点目は、高齢者や女性への配慮といった課題に対応するため、災害時要援護者に対する支援や男女共同参画の視点を取り入れた対策を講じることでございます。

以上、計画の基本方針として見直しを図ったものでございます。

恐れ入りますが、2 ページをお開きください。

「3 構成の変更について」、でありますが、計画の編と章の構成について見直しを行いました。

現行計画では、「震災編」と「風水害等編」のそれぞれに総則を規定してございましたが、重複している部分を統合し、修正（案）では、新たに計画の基本的な考え方を示した「総則」として編を新設してございます。

また、現行計画の大規模事故編につきましては、修正（案）では、東日本大震災で課題となった福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質事故を受けて、「放射性物質事故対策」を新たに設けてございます。

計画の主な変更点については、2 ページの右側に記載してございます。

3 ページから 20 ページは、修正後の概要となっておりますので、恐れ入りますが、後程ご覧ください。

次に、21 ページをお開きください。

今回の修正に係る地震の被害想定についてご説明いたします。

こちらは、地震による被害想定について現行計画と新計画を比較表としてまとめたものでございます。

地域防災計画修正の基礎資料となる防災基礎調査は、新計画では、平成 24 年度に実施しております。

新計画（案）での想定地震でありますが、国の中央防災会議が示したマグニチュード 7.3 の東京湾北部地震を基本として、被害が最も大きくなる鎌ヶ谷市直下を震源とした地震を想定いたしました。

震源の深さにつきましては、中央防災会議が示した東京湾北部地震の震源の深さ、17キロメートルを鎌ヶ谷市直下に移動させた場合、元の震源の深さよりも約10キロメートル程度深くなるとの想定から、震源の深さを27キロメートルと設定してございます。

この想定地震による最大震度は「震度6弱」でございます。内訳といたしまして、市域の約98パーセントが震度6弱、市南部の約2パーセントが震度6強と予測しております。

想定地震における建物被害は、現行計画では、8,316棟のところ、新計画では、3,194棟と、小さいものとなっております。

減少となった理由につきましては、想定地震や被害想定手法などが異なるため、一概にはいえませんが、建物の耐震改修や補修が進んでいること、また、昭和56年以降の新たな耐震基準で建物が建設されているため、被害を受けにくい構造となったためでございます。

表のその下の人的被害は、建物被害が小さくなったことにより、死者数・負傷者数ともに減少した結果となっております。

次に、避難所生活者数は、現行の15,202人から11,234人に減少しているところでございます。

この理由につきましては、建物被害の減少に伴い、避難所生活者数も同様に減少したものでございます。

なお、現計画と新計画において、建物被害の減少率に比べ、避難所生活者数の減少率が少なくなっていますが、これは、断水などライフラインの寸断により、新たな避難者の発生を見込んだことによるものでございます。

新計画における主な修正・加筆につきましては、次のインデックス、「修正事項一覧」並びにこれからご説明いたします、防災会議委員のご意見、パブリックコメントでのご意見を踏まえ、計画（案）に反映することとなります。

なお、修正事項一覧に係る個々の説明は、恐れ入りますが、割愛させていただきます。

それでは、次に配布しております、資料1「鎌ヶ谷市防災会議委員のご意見について」をご覧ください。

1点目、「意見照会の期間」につきましては、記載のとおりでございます。

2点目、「意見数」でございますが、計画（案）について、防災会議委員に意見照会を行ったところ、29人の防災会議委員のうち、9人の委員の方から、56件のご意見をいただきました。

3点目、「計画（案）への反映」でございますが、いただいたご意見については、市の庁内会議であります、危機管理推進会議部会並びに危機管理推進会議において検討を行い、53件についてご意見を計画（案）に反映させていただきました。

なお、計画に反映しなかったものは、3件でございますが、詳細につきましては、後程ご説明いたします。

4点目の「意見の該当項目」、5点目の「意見の内容」につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、計画（案）への反映を行わなかった3件についてご説明いたします。

なお、3件の内、2件につきましては、今後個別のマニュアルの中で整理を行ってまいります。

また、もう1件につきましては、災害協定の内容に係るご意見でございましたが、今後関係者と協議を行っていくこととしてございます。

それでは、5ページの22番をご覧ください。

表の左側が防災会議委員のご意見、右側が市の考え方を示したものでございます。

ご意見は、「電話等の既存の通信手段が使用できない場合に、救護所が設置された旨を、医師会等に迅速に伝えられるか、必要な薬品を調達できるか、後方病院にヘリコプター等も含め、スムーズに移送できるか気になる」とのご意見でございました。

いただいたご意見の内容につきましては、現在、検討・協議を進めているところでございますが、個別のマニュアルの中で対応したいと考えてございます。

次に6ページの23番をご覧ください。

いただきましたご意見は、「避難項目の表の網掛けが分かりにくい。また、避難所運営を初動期、展開期、安定期といった長期化を視野に入れた形で整理をした方がよいのではないか」とのご意見でございました。

表の網掛けなどの表記につきましては、今後、より分かりやすいものに変更してまいります。

また、避難所運営の活動期ごとの整理については、避難所運営マニュアルの中で、課題や必要な体制を整理してまいります。

次に、16ページの54番をご覧ください。

いただきましたご意見は、計画（案）に対するご意見ではなく、資料編の「災害時の医療救護活動に関する協定書」の内容についてでございました。

こちらにつきましては、今後、協定の内容について関係者と協議をさせていただくこととしてございます。

その他にいただきましたご意見、53件につきましては、資料のとおり計画（案）に反映させていただきました。

次に、資料2「鎌ヶ谷市地域防災計画（案）パブリックコメント実施結果」をご覧ください。

1点目、「実施期間」でございますが、本計画（案）に対するパブリックコメン

トは、2月10日（月）から3月11日（火）までの期間で実施いたしました。

2点目、「実施方法」につきましては、記載のとおりでございます。

3点目、「実施結果」でございますが、2名の方から15件の意見をいただきました。

4点目の「意見及び対応」、5点目の「修正箇所」につきましては、後程ご説明いたします。

それでは、「計画への直接のご意見」でございます、2件についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、2ページをお開きいただき、3番をご覧ください。

表の左側が、パブリックコメントでいただいたご意見、右側が市の考え方を示したものでございます。

ご意見は、「外国人への対策」でございます。

いただきましたご意見は、「災害直後は、避難所での通訳やボランティアの即時活用が困難となるため、通訳やボランティアが不在でも可能な対策を具体的に盛り込んでいただきたい」というものでございました。

こちらにつきましては、ご意見のとおり、計画（案）の「災害時要援護者対策のための環境整備」の項目に、「避難所でのやさしい日本語の使用、イラスト・挿絵やふりがなの併記」を追加し修正いたします。

次に、8ページをお開きいただき、14番をご覧ください。

ご意見は、「大きな災害に備え、地域防災計画の中に、受援体制について具体的に盛り込んでいく必要があるのではないか」とのご意見でございました。

受援計画とは、大規模災害が発生した場合に県内外から速やかに応援を受け入れ、効率的・効果的な災害応急対策を実施するための計画であり、警察、消防、自衛隊などの応援部隊の受け入れ体制や救援物資などの受け入れ体制の構築など、受援計画の策定は必要であると認識しているところでございます。

従いまして、計画（案）には、「市の考え方」に記載してございますとおり、追記をさせていただきます。

なお、計画反映への直接のご意見ではないものと、すでに計画へ反映しているものにつきましては、説明を割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

【会長（市長）】

ただ今、事務局から議案について説明をさせていただきました。

本市の地域防災計画につきましては、計画の素案に対し、委員の皆様から貴重なご意見をいただき、御礼申し上げます。

では、ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見などはございますでしょうか。

【委員】

(意見等なし)

【会長（市長）】

特にございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

鎌ヶ谷市地域防災計画（案）については、原案のとおりでご異議ございませんでしょうか。

【委員】

異議なし。

【会長（市長）】

それでは、原案のとおり決定いたしました。

以上で審議は終了とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

【司会】

それでは、以上をもちまして、平成25年度第1回鎌ヶ谷市防災会議を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

会議録署名人の署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

平成26年4月25日

署名人 石川 宏貴

署名人 川崎 幸子

鎌ヶ谷市防災会議 出席者名簿

平成 26 年 3 月 24 日

区分	機 関 名	職 名	氏 名	出・欠	代理出席者
会長	鎌ヶ谷市	市 長	清水 聖士	出	
1号	関東農政局千葉地域センター	センター長	半田 淳	出	山根 久男
2号	千葉県東葛飾地域振興事務所	所 長	豊島 輝雄	出	
	千葉県習志野健康福祉センター	センター長	井上 孝夫	欠	
	千葉県東葛飾土木事務所	所 長	木村 俊治	出	
	千葉県水道局船橋水道事務所	所 長	縣 雅明	欠	
3号	千葉県鎌ヶ谷警察署	署 長	内藤 誠	出	
4号	鎌ヶ谷市	副 市 長	北村 眞一	出	
		会計管理者	稲生 哲彌	出	
		総務企画部長	岩佐 昇	出	
		健康福祉部長	皆川 寛隆	出	
		都市建設部長	高地 健司	出	小高 仁志
5号	鎌ヶ谷市教育委員会	教 育 長	川西 八郎	出	
6号	鎌ヶ谷市消防本部	消 防 長	川島 正二郎	出	
	鎌ヶ谷市消防団	団 長	澁谷 誠幸	出	
7号	東京電力(株)京葉支社	副支社長	渡辺 雅彦	出	
	(株)NTT 東日本-千葉京葉営業支店	支 店 長	古舘 裕	出	
	東武鉄道株式会社 新鎌ヶ谷駅	駅 長	横山 利一	欠	
	新京成電鉄株式会社 総務人事部 総務課	総務課長	宮路 慎一	出	
	北総鉄道株式会社	安全推進担当課長	福村 毅一	出	
	京葉瓦斯(株)供給保安部 保安指令センター船橋	グループマネージャー	照沼 直	出	
	一般社団法人鎌ヶ谷市医師会	救急担当理事	石川 宏貴	出	
	公益社団法人船橋歯科医師会	医療管理理事	野口 隆司	出	
	一般社団法人船橋薬剤師会		小林 数夫	出	
8号	東京女学館大学 早稲田大学地域社会と危機管理研究所	非常勤講師 客員研究員	浅野 幸子	出	
9号	陸上自衛隊需品学校	需品学校長	神原 誠司	出	伊藤 實
	海上自衛隊下総教育航空群	司 令	堀井 博	出	稲田 俊一
	鎌ヶ谷市建設業協会	会 長	永井 秀哉	出	
	鎌ヶ谷市赤十字奉仕団	委 員 長	川崎 幸子	出	

区分は鎌ヶ谷市防災会議条例第3条第5項による